

秋田リカレント教育プラットフォーム(AREP)キャリア形成支援団体認定基準

(趣旨)

第1条 大学・地方公共団体等がリカレント教育を通じて、産学官金言の連携による地方創生や産業成長、構造転換を推進するため、リカレント教育に積極的に取り組む団体を秋田リカレント教育プラットフォーム(以下、「AREP」という。)が認定し、その取組を支援することにより、少子高齢化や労働人口の減少などの課題解決に資するリカレント教育の意義を広く社会に周知することを目的とする。

(対象)

第2条 本事業において対象とする「団体」とは、常時雇用する労働者を1名以上有して、県内において事業活動を行う法人、個人及び団体をいう。

(認定の区分)

第3条 認定証の区分は、次に掲げるものとする。

(1) キャリとも宣言認定証(表明型)

職員教育・リカレント教育に対する積極的な支援姿勢を表明している団体

(2) キャリとも・ダイヤモンド認定証(実践型)

AREP が提供するリカレント教育プログラムに職員を派遣し、組織としてキャリア形成支援を行っている団体

(認定の申請)

第4条 AREP 事業実施委員会は、「認定申請書(様式第1号)」による申請に基づき認定証を交付することができる。

(認定)

第5条 AREP 事業実施委員会は、前条の申請があった場合において、要件を満たしていることを確認した上でこれを認定し、キャリとも認定証(様式第2号)又はキャリとも・ダイヤモンド認定証(様式第3号)を交付するものとする。

2 前項における、キャリとも・ダイヤモンド認定証の有効期間は、認定の日から2年間とする。

(認定の取消)

第6条 AREP 事業実施委員会は、認定団体が要件を満たさないことが明らかになったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(ロゴマーク)

第 7 条 AREP は、認定団体に電子データでロゴマークを提供し、認定団体は、当該ロゴマークを各媒体に使用できるものとする。

(認定団体の公表)

第 8 条 AREP は、新たに認定した団体及び第 6 条の認定団体の取り消し等の更新をしたときは、AREP のウェブサイトで公表するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 AREP は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報について、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第 10 条 この認定基準に定めるもののほか、本事業の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。